

令和2年度第2回 通常総会

特定非営利活動法人

おおたわらよいちっこがくどう



総 会 議 案 書

第 2 回通常総会

議題

- 第 1 号議案 令和元年度 事業報告について
- 第 2 号議案 令和元年度 決算及び監査報告について
- 第 3 号議案 令和 2 年度 事業計画書(案)について
- 第 4 号議案 令和 2 年度 活動予算書(案)について
- 第 5 号議案 定款改正(案)について
- 第 6 号議案 評議員選出(案)について

第1号議案

令和元（2019）年度 事業報告書 （平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

1 事業実施の成果

今年度、特定非営利活動法人おおたわらよいちっごがくどうは、「大田原市内の放課後児童クラブの運営」に関する事業について、事業が適切に推進できるよう、運営方法などの検討を重ね、就業規則の整備など組織運営の基盤作りを進めました。

また、「子どもの健全な発育発達に関する研究活動、研修会および交流会などの企画運営及び協力事業」については、大田原市学童保育連絡協議会との共催で「がくどうまつり」を開催して、学童保育館に通う子どもたちと保護者の方々、そして地域で学童保育に関心のある方々との交流を図りながら、「みんなで育みあう」学童保育への理解を深めました。また夏休み期間を利用しての取り組みとして「サマースクール」、支援員の研修会として「工作学習会」も開催しました。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に関する事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額 (千円)
大田原市内の放課後児童クラブの運営 (児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)	学童保育事業の適切な推進のため、検討会議を開催しました。	随時	大田原市生涯学習センター等	役員他 10名		0
子どもの健全な発育発達に関する研究活動、研修会および交流会などの企画運営及び協力事業	「がくどうまつり」を企画し、開催しました。 夏休み期間の取組み	令和元年 10月5日 他 令和元年	大田原東地区公民館等 市野沢	役員他 20名 役員他	大田原市内の放課後児童クラブを利用する児童や保護者他約450名 児童クラブ	44

	サマースクール 「木工教室」 「おこづかいゲーム」 子どもの遊びに関する支援員研修会として「工作学習会」を開催しました。	8月20～ 21日 令和2年1 月23日	児童ク ラブ 大田原 市生涯 学習セ ンター	3名 ボラン ティア6 名 役員他4 名	の利用児童 約30名 市内放課後 児童クラブ 支援員34名	
子どもたちが 安全で健やか に成長するこ とのできるま ちづくりを推 進する事業	実施しませんでした					
男女共同参画 社会に関する 講演会、研修 会および交流 会などの企画 運営及び協力 事業	実施しませんでした					

第2号議案

活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人おわたわら
よいちっかがくどう

自平成31年4月1日至令和2年3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員会費	<u>80,000</u>	
賛助会員会費	<u>20,000</u>	<u>100,000</u>

【受取寄付金】

受取寄付金	<u>10,847</u>	<u>10,847</u>
-------	---------------	---------------

【事業収益】

学童保育に関する研修会等事業収益	<u>30,150</u>	<u>30,150</u>
------------------	---------------	---------------

経常収益 計		<u>140,997</u>
--------	--	----------------

【経常費用】

【事業費】

(人件費)	<u>0</u>	<u>0</u>
-------	----------	----------

(その他経費)

消耗品費	<u>44,292</u>	
その他経費計		<u>44,292</u>

事業費計		<u>44,292</u>
------	--	---------------

【管理費】

(人件費)	<u>0</u>	
-------	----------	--

(事務局運営費)	<u>63,110</u>	
----------	---------------	--

(その他経費)	<u>0</u>	
---------	----------	--

管理費計		<u>63,110</u>
------	--	---------------

経常費用 計		<u>107,402</u>
--------	--	----------------

当期経常増減額		<u>33,595</u>
---------	--	---------------

【経常外収益】

経常外収益 計		<u>0</u>
---------	--	----------

【経常外費用】

経常外費用 計		<u>0</u>
---------	--	----------

当期正味財産増減額		<u>33,595</u>
-----------	--	---------------

前期繰越正味財産額		<u>4,904</u>
-----------	--	--------------

次期繰越正味財産額		<u>38,499</u>
-----------	--	---------------

貸借対照表

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人おたわらよいちっごがくどう

令和2年3月31日 現在

≪資産の部≫

I 資産の部

【流動資産】

現金・預金 計	38,499		
流動資産合計		<u>38,499</u>	
資産合計			<u>38,499</u>

II 負債の部

【流動負債】

流動負債合計		<u>0</u>	
負債合計			<u>0</u>

III 正味財産の部

前期正味財産額		<u>4,904</u>	
当期正味財産増減額		<u>33,595</u>	
正味財産合計			<u>38,499</u>
負債及び正味財産合計			<u>38,499</u>

財務諸表の注記

特定非営利活動法人おたわらよいちっごがくどう

令和2年3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日、2011年11月20日・2017年12月12日一部改正、NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

【会計方針の変更】

該当なし

【用途等が制約された寄附等の内訳】

該当なし

【固定資産の増減内訳】

該当なし

【借入金の増減内訳】

該当なし

【役員及びその近親者との取引の内容】

該当なし

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

該当なし

財 産 目 録

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人おおたわらよいちっごがくどう

令和2年3月31日 現在

【流動資産】

(現金・預金)

現金 0

普通預金(足利銀行大田原支店) 38,399

普通預金(栃木銀行大田原支店) 100

現金・預金 計 38,499

流動資産合計 38,499

【固定資産】

固定資産合計 0

資産合計 38,499

【流動負債】

流動負債合計 0

【固定負債】

固定負債合計 0

負債合計 0

正味財産 38,499

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人
おおたわらよいちっごがくどう
理事長 長谷川江里子 殿

令和2年5月8日
特定非営利活動法人
おおたわらよいちっごがくどう

監事 塩尻正人 

監事 藤沼幸幸 

私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの特定非営利活動法人おおたわらよいちっごがくどうの業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会に出席する他、関係書類の閲覧など必要な監査手続きにより行いました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令及び定款に違反する重大な事実はなく、令和元年度の法人の財産の状況は適正なものと認められます。

第3号議案

令和2(2020)年度 事業計画書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 事業実施の方針

本年度は、放課後児童クラブの運営については、大田原市より市野沢児童クラブの運営を受託することになりました。

当該放課後児童クラブに在籍する児童の主体性を伸ばす支援の推進と健全かつ安全な保育の向上を図ってまいります。

また、子どもの健全な発育発達に関する研究活動、研修会及び交流会については、放課後児童支援員の子どもへの支援の在り方を専門家の立場からのアドバイスを得るために、市内の児童クラブへの作業療法士の先生の派遣や研修会、相談会を企画運営します。さらに前年度に引き続き市内の学童保育を利用する児童や保護者、支援員等との交流を図るために、市内のボランティア活動団体に協力を依頼し、「がくどうまつり」や、「木工工作」「親子料理教室」等を開催します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
大田原市内の放課後児童クラブの運営 (児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)	地域の小学生の学童保育事業	通年	市野沢学童保育館	12人	市野沢学童保育館を利用する児童やその保護者など (児童数62人)	16,405
子どもの健全な発育発達に関する研究活動、研修会および交流会などの企画運営及び協力事業	学童保育を通じた子どもの健全な発育発達に関する研修・交流事業	通年	生涯学習センター等	15人	大田原市内の放課後児童クラブに通う児童やその保護者、支援員など	200

子どもたちが 安全で健やかに 成長することの できるまちづくり を推進する事業	実施予定なし					
男女共同参画 社会に関する 講演会、研修 会および交流 会などの企画 運営及び協力 事業	実施予定なし					

第4号議案

《活動予算書》

令和2(2020)年度 活動予算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

特定非営利活動法人おおたわらよいちっこがくどう
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	40,000	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	10,994,530	10,994,530	
4 事業収益			
(1) 放課後児童健全育成事業収益	4,917,000		
(2) 子どもの健全な発育発達に関する研修会・交流会等事業収益	200,000		
(3) 男女共同参画事業収益	0		
(4) まちづくり事業収益	0	5,117,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	300,000	300,000	
経常収益計			16,661,530

Ⅱ 経常費用		
1 事業費		
(1) 放課後児童健全育成事業		
① 人件費		
給料賃金手当	11,900,000	
法定福利費	1,300,000	
福利厚生費	335,000	
人件費計	13,535,000	13,535,000
② その他経費		
旅費交通費	110,000	
消耗品費	250,000	
研修費	80,000	
光熱水費	410,000	
通信運搬費	550,000	
施設運営費	280,000	
事業運営費	900,000	
行事費	170,000	
保険料	120,000	
その他経費計	2,870,000	2,870,000
放課後児童健全育成事業費計		16,405,000

(2)子どもの健全な発育発達に関する研修会交流会等事業		
①人件費		
②その他経費 消耗品費	200,000	200,000
その他経費計	200,000	200,000
事業費計		16,605,000
2 管理費		
(1)人件費		
給与報酬賃金手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2)その他経費		
事務局等運営費	50,000	
施設管理費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	50,000	
管理費計		50,000

経常費用計			16,655,000
当期経常増減額			6,530
当期正味財産増減額			6,530
前期繰越正味財産額			38,499
次期繰越正味財産額			45,029

※当該年度は、その他の事業の実施を予定しておりません。

第5号議案

特定非営利活動法人おおたわらよいちっこがくどう定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おおたわらよいちっこがくどうという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県大田原市浅香3丁目2番43号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大田原市内の放課後児童クラブを利用する児童やその保護者など広く地域の人々に対して、放課後児童健全育成事業、子どもの健全な発育発達及び男女共同参画社会に関する研修会等の事業、子どもたちが安全で健やかに成長することのできるまちづくりに関する事業を行い、大田原市内の放課後児童クラブの緊密な連携と安定した運営に努めることによる当該放課後児童クラブに在籍する児童の主体性を伸ばす支援、健全かつ安全な保育の向上及び地域に開かれた活動を通じた広く地域における子育ての支援の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大田原市内の放課後児童クラブの運営（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (2) 子どもの健全な発育発達に関する研究活動、研修会および交流会などの企画運営及び協力事業
- (3) 子どもたちが安全で健やかに成長することのできるまちづくりを推進する事業
- (4) 男女共同参画社会に関する講演会、研修会および交流会などの企画運営及び協力事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき（2年未納の時点で入金働きかけをし、納入の意思を確認した場合を除く。）。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上15人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、3人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。ただし、理事は正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 評議員の選出

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内

に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、前項の限りではない。
- 3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第3項、第30条第1項第2号及び第54条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の議事に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによ

り、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び評議員会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 評議員および評議員会

(評議員)

第 39 条 この法人に評議員 6 人以上 15 人以内を置く。

- 2 評議員は総会で選任する。
- 3 評議員は理事および監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
- 5 評議員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該評議員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員会の構成)

第 40 条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員会を組織する評議員の 3 分の 1 以上が同意し、または監事が、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して評議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 14 日以内に、評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(評議員会の権能)

第41条 評議員会は、この定款に別に定めがあるもののほか下記の事項について、理事会から報告を受け、意見を求められたときは、その事項について審議しその賛否を議決する。理事会はこの議決を尊重しなければならない。

(1) この法人の業務執行に関する重要な事項で、理事会が必要と認めた事項

(評議員会の議決方法)

第42条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない事由のために評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した評議員は、第1項及び第2項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。

5 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

6 評議員会の議事については、審議の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、議長および評議員会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第 47 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 48 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、評議員会への報告及び総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、評議員会への報告及び総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、評議員会への報告及び総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会への報告及び総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、評議員会への報告及び総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (9) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 56 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 58 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

（細則）

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 長谷川 江里子

副理事長 星 京子

理事 桑原 宏子
同 後藤 幸子
同 鈴木 文江
同 滝田 友美
同 辻野 知子
同 平田 智子
監事 塩尻 正人
同 藤沼 孝幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の事業報告・活動決算を議決する通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 入会金 0 円 年会費 0 円
 団体 入会金 0 円 年会費 0 円
 - (2) 賛助会員 個人 入会金 0 円 年会費 0 円
 団体 入会金 0 円 年会費 0 円
- 7 この定款は、令和 2 年 月 日から施行する。

特定非営利活動法人おたわらよいちっごがくどう定款

新旧対照表

	現 行	変 更 後
変更の内容	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6人以上25人以下</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>1 省略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(7) その他この法人の運営に関する重要な事項</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6人以上<u>15人</u>以下</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>1 省略</p> <p>(削除)</p> <p>2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p><u>(6) 評議員の選出</u></p> <p><u>(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。)</u>その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p>

	<p>(表決権等) 第29条 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第3項、第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 省略</p> <p>(権能) 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2)～(7)省略</p> <p>新規</p> <p>新規</p>	<p><u>(8) その他この法人の運営に関する重要な事項</u></p> <p>(表決権等) 第29条 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第3項、第30条第1項第2号及び第54条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 省略</p> <p>(権能) 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) <u>総会及び評議員会</u>に付議すべき事項 (2)～(7)省略</p> <p><u>第7章 評議員および評議員会</u> <u>(評議員)</u></p> <p><u>第39条 この法人に評議員6人以上15人以内を置く。</u></p> <p><u>2 評議員は総会で選任する。</u></p> <p><u>3 評議員は理事および監事を兼ねることができない。</u></p> <p><u>4 評議員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。</u></p> <p><u>5 評議員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該評議員を解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき</u> <u>(2) 職務上の業務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき</u></p>
--	--	---

	新規	<p><u>(評議員会の構成)</u></p> <p><u>第40条 評議員会は評議員をもって構成する。</u></p> <p><u>2 評議員会は理事長が招集する。</u></p> <p><u>3 理事長は、評議員会を組織する評議員の3分の1以上が同意し、または監事が、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して評議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から14日以内に、評議員会を招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</u></p>
	新規	<p><u>(評議員会の権能)</u></p> <p><u>第41条 評議員会は、この定款に別に定めがあるもののほか下記の事項について、理事会から報告を受け、意見を求められたときは、その事項について審議しその賛否を議決する。理事会はこの議決を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(1) この法人の業務執行に関する重要な事項で、理事会が必要と認めた事項</u></p>
	新規	<p><u>(評議員会の議決方法)</u></p> <p><u>第42条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない</u></p> <p><u>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p>

	<p>第7章 資産および会計 (資産の構成) 第39条 省略 (資産の区分) 第40条 省略 (資産の管理) 第41条 省略 (会計の原則) 第42条 省略 (会計区分) 第43条 省略</p> <p>(事業計画及び活動予算) 第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p>	<p>3 <u>やむを得ない事由のために評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により表決した評議員は、第1項及び第2項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。</u></p> <p>6 <u>評議員会の議事については、審議の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、議長および評議員会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。</u></p> <p>第8章 資産および会計 (資産の構成) 第43条 省略 (資産の区分) 第44条 省略 (資産の管理) 第45条 省略 (会計の原則) 第46条 省略 (会計区分) 第47条 省略</p> <p>(事業計画及び活動予算) 第48条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、評議員会への報告及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p>
--	---	---

<p><u>第45条</u> 省略</p> <p>(予算の追加又は更正)</p> <p><u>第46条</u> 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><u>第47条</u> この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第48条</u> 省略</p> <p>(臨機の措置)</p> <p><u>第49条</u> 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p> <p><u>第8章</u> 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)</p> <p><u>第50条</u> この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p><u>第49条</u> 省略</p> <p>(予算の追加又は更正)</p> <p><u>第50条</u> 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>評議員会への報告及び総会の議決</u>を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><u>第51条</u> この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、<u>評議員会への報告及び総会の議決</u>を経なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第52条</u> 省略</p> <p>(臨機の措置)</p> <p><u>第53条</u> 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、<u>評議員会への報告及び総会の議決</u>を経なければならない。</p> <p><u>第9章</u> 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)</p> <p><u>第54条</u> この法人が定款を変更しようとするときは、<u>評議員会への報告及び総会</u>において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければな</p>
---	---

	<p>(1)～(9) 省略</p> <p>(解散) 第51条 省略 (残余財産の帰属) 第52条 省略 (合併) 第53条 省略</p> <p>第9章 公告の方法 (公告の方法) 第54条 省略</p> <p>第10章 雑則 (細則) 第55条 省略</p> <p>附則 4 この法人の設立当初の事業契約及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>新規</p>	<p>らない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(解散) 第55条 省略 (残余財産の帰属) 第56条 省略 (合併) 第57条 省略</p> <p>第10章 公告の方法 (公告の方法) 第58条 省略</p> <p>第11章 雑則 (細則) 第59条 省略</p> <p>附則 4 この法人の設立当初の事業契約及び活動予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>7 この定款は、令和2年 月 日から施行する。</p>
変更の理由	評議員及び評議員会を新たに設けることなどにより法人のより一層の的確な事業運営を図るため	
変更しようとする時期	令和2年 月 日	

第6号議案

特定非営利活動法人おおたわらよいちっごがくどう評議員

50音順

井上 佳子	金田北中学校 教諭
宇田川 真一	市野沢小学校 P T A 会長
片岡 光臣	中田原自治会長
小滝 威	市野沢小学校長
松田 民司	上深田自治会長
渡邊 敏	市野沢自治会長